

地方消費税引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度黒松内町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分） 27,032 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源分） 516,515 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	事 業 名	平成27年度 事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	一般財源	地方消費税交付金 (社会保障財源分)
社会福祉	障害者福祉事業	126,249	91,359	34,890	1,826
	高齢者福祉事業	122,630	30,850	91,780	4,803
	児童福祉事業	113,113	79,977	33,136	1,734
	母子福祉事業	10,656	2,996	7,660	401
	小 計	372,648	205,182	167,466	8,764
社会保険	国民健康保険事業	67,062	16,491	50,571	2,647
	後期高齢者医療事業	20,754	14,028	6,726	352
	小 計	87,816	30,519	57,297	2,999
保健衛生	高齢者等医療事業	28,259	0	28,259	1,479
	診療所事業	254,468	0	254,468	13,318
	疾病予防対策事業	10,616	1,591	9,025	472
	小 計	293,343	1,591	291,752	15,269
合 計		753,807	237,292	516,515	27,032

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分